

法人所得の二重課税

井 藤 半 彌

一 二重課税問題と法人の本質論

現在日本その他の多くの國では法人税と個人所得税といふ二種の租税が併課せられ、會社の所得及び個人の所得の雙方にたいして所得税がかけられる。そのために會社より個人がうける配當金には一度法人税が課せられた後、さらに個人所得税がかけられるのである。この結果會社所得と個人所得との間に二重課税といふ現象がおこる。この現象は單に所得課税においてのみならず、財産課税においてもみられるものである。會社の個々の具體的財産とそれを代表する株式に課税するときは二重課税となるといふのである。これに關する當否については、各國の學界、政治界、財界等でつねに問題とされている。ここでは財産課税の場合に問題外とし、所得課税の場合のみについて取扱ふ。

この問題は法人の本質觀とも關聯がある。法人を營利を目的とする個人の單なる集合と解する法人擬制説をとるか、或はまた法人をその構成員たる個々人とは別個の獨立した經濟單位とする法人實在説をとるかによつて、答は自ら異なる。だいたいの傾向からいへば、擬制説をとるものは二重課税に反對し、實在説をとるものは二重課税を當然の事實として是認するのである。しかし一口に法人といつても、その性質は必ずしも同一ではない。少數の近親者のみよ

り成る會社もあれば、多數の株主より成る大會社もある。前者はその性質は組合に近く個々人の集合といふ色彩がよく、後者は獨立の經濟單位といふ傾向がつよいのである。隨つてこの問題は、法人所得の二重課税の是認または否認といふ風に簡單には解決の得ないのである。法人の性質内容に應じて課税上差別的取扱を認め、二の立場の併存を認むべきである。また併存を認めるとしても、その形態、方法に種々のものがありうる。

諸國の租税制度をみると、法人所得と個人所得の二重課税を是認する傾向は主としてドイツで發達し、これを排斥する立場は主としてイギリスで發達した。フランスではイギリス式の考へがつよい。わが國では、明治二十年に近代的所得税を實施してから三十二年に改正するまでは、個人にのみ課税し、法人所得はすべて免税とした。同年から大正九年までは會社の利益にたいしては法人にのみ課税し、個人がうける配當金には個人所得税はかからなかつた。大正九年の改正より今日にいたるまで法人と個人の雙方に課税する立場をとつてゐる。しかし重複課税を緩和するため、個人の課税所得または所得税額から配當所得のある割合の控除を認めてゐる。終戦前までは課税所得から配當金のある割合を控除して所得税を計算する制度が行はれたが、現在では配當金の全額を個人所得に加えて所得税額を計算し、これから配當金の二十五パーセントを控除する制度を認めてゐる。しかし、どちらの場合でも、法人所得には、配當される部分たると留保される部分たるとを問はず、法人税（現在三十五パーセントの比例税）が課せられることは言をまたぬ。

この問題の理解につき最大の注意をはらふべきはアメリカの制度である。同國で一八六一年に同國最初の聯邦所得税が實施された當初は、法人には課税しなかつた。この所得税制度は一八七二年に廢止された。一九一三年に現在の

聯邦所得稅が實施されたとき、法人利益にも課税した。しかしイギリス式立場をとり二重課税を回避した。その後次第に二重課税制に近づき、一九三六年以來、制度としては完全に二重課税を實施し今日に至つてゐる。最近の同國の學界、實業界では、これにたいする反對論が壓倒的につよく、二重課税の回避調整、法人税と個人所得税の統合問題について注目すべき多くの研究が行はれてゐる。

二 研究 文 獻

財政學の文獻をみると、二重課税賛成論はドイツに多く、反對論はイギリス、アメリカに多い。しかしこれは一般傾向である。例外としてドイツでも二重課税に反對するものもあり、英米でもこれに賛成するものもないわけではない。例へばつぎのドイツ文獻では二重課税につき無條件に賛成しないで、これにたいして多くの疑問を提出してゐる。

B. Puisting, Grundzüge der Steuerlehre, Berlin 1902, S. 189—190. — Hans Teschemacher, Die Einkommensteuer (Handbuch der Finanzwissenschaft, 2. Bd., Tübingen 1927, S. 71—73.) — F. v. Kleinwächter, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, Leipzig 1922, S. 190. — W. Roscher - O. Gerlach, System der Finanzwissenschaft, 1. Halbband, 5. Aufl., Stuttgart 1901, S. 318. — J. E. Conrad-H. Köppe, Finanzwissenschaft, 8. Aufl., Jena 1921, S. 67—68.

アメリカでも、法人のすべて、または多數の株主より成る法人を個人とは別個の經濟單位と解し、二重課税の意義を認める學說としてつぎの如きものがある。T. S. Adams, Fundamental problems of federal income taxation

法人所得の二重課税

(Quarterly Journal of Economics, 1921, pp. 527—56)——P. Studenski, *Toward a theory of business taxation* (The Journal of Political Economy, 1940, pp. 623—625, 633—634.)——R. E. Paul の後掲書(11) (三三—三五三頁)等。また労働運動者、社会主義者の中には、この立場をとるものが多い。例へば A. H. J. の Second Vice President のウォル氏は、會社は株主とは別個の法律上の人格として、多くの特權や利益をうけてゐるから、その代償として課税されるのは當然であると主張してゐる(後掲書(4)の三一頁)。

しかしこれ等は例外である。ドイツでは一般に二重課税は認論が有力であり、英米では否認論がさかんである。ここでは次のアメリカ諸文獻を資料として、この問題を研究する。その多くは二重課税反對論を前提とする。

- (1) Final Report of the Committee on Federal Taxation of Corporations (Proceedings of the National Tax Association Conference, 1939, pp. 538—591)
- (2) Alternative methods of taxing corporate earnings at the personal level 〓關する Richard Goode, John L. Connolly, George E. Lent 三氏の研究報告及び Would complete integration of corporate and personal taxes injure business? 〓關する Ellsworth C. Alford, William Vickrey, J. Keith Butters 三氏の研究報告及び 〓關する註釋 (Proceedings of N. T. A. Conference, 1947, pp. 134—203)
- (3) Preliminary Report of the Committee on the Federal Corporate Net Income Tax (Proceedings of N. T. A. Conference, 1949, pp. 437—457.)
- (4) Tax Institute, How should corporations be taxed? Symposium conducted by the Institute Dec.

- 6-7, 1946, N. Y., 1947. 244p Roy G. Blakey, H. Christian Sonne, Matthew Woll, John L. Connolly, Richard Goode, Howard R. Bowen, J. Keith Butters, Alfred G. Buehler 編出の論文。
- (5) Fred Rogers Fairchild, Suggestions for revision of the federal taxation of income and profits (American Economic Review, 1920 2頁轉載全文)
- (6) Carl S. Shoup, Facing the tax problem, N. Y., 1937.
- (7) Shoup 轉抄 (1 頁四行半)
- (8) Harold M. Groves, Production, jobs and taxation, N. Y. and London, 1944. 本書は一九四三年の Committee for Economic Development の「監査と課税」に関する研究會の報告の要約のトローダクツ委員會の報告である。
- (9) Harold M. Groves, Postwar taxation and economic progress, N. Y., 1946.
- (10) Harold M. Groves, Financing Government, 3rd ed., 1950.
- (11) Randolph E. Paul, Taxation for prosperity, Indianapolis and N.Y., 1947.
- (12) E. D. Allen and O. H. Brownlee, Economics of public finance, N. Y., 1947.
- (13) Alfred G. Buehler, Public finance, 3rd ed., N. Y., 1948.
- (14) Philip E. Taylor, The economics of public finance, N. Y., 1948.
- (15) William J. Schultz and C. Lowell Hattiss, American public finance, 5th ed., N. Y. 1949.

(16) Richard W. Lindholm, Public finance and fiscal policy, N. Y., 1950.

以上のうち、とくに重要なものは、(1)乃至(11)である。わが國では二重課税問題につき、つぎの綿密な研究があるが、この稿の主題とは、やや關係が少く、所得の二重課税調整策については詳論しない。

(17)、神戸正雄『法人ニ關スル重複課税ノ問題』及び『法人重複課税立法ノ分析』(『租税研究』第九卷——昭和四年——に掲載)

なほ次の論文は重要文献らしいが、不幸にして緘くことができなかつた。

Gerhard Colm, Conflicting theories of corporate income taxation (Law and Contemporary Problems, vol. 7, No. 2, 1940. に掲載論文)

三 二重課税と轉嫁、社會政策

これから法人所得と個人所得の二重課税問題を研究するのであるが、その研究にはひるまへに、その前提としてつぎの諸點を指摘しておきたい。(一)法人税の轉嫁を無視すること、(二)二重課税の當否といふ語が必ずしも適切でないこと、(三)法人税と個人所得税の併課は必ずしも有産者重課となるのではなく、かへつて反社會政策的性質をもつことがあること。

(一)の法人税の轉嫁について觀察すると、法人税はつねに必ず法人またはこれを構成する株主等の負擔となつていへない。これは、價格の引上または賃銀の切下の方法で、消費者または労働者に轉嫁されることもある。また法人

税の償却 (tax capitalization and amortisation) がすでに行はれ、この租税負擔が株式價格等に織込まれて賣買されてゐる場合には、償却が行はれてから後の租税負擔は、一舉に前株主 (賣手) に轉嫁されてゐる。随つてかかる場合には、現在の株主には、實質的にみて、法人税の負擔がないわけである。將來、豫期しない減税または増税があれば、現在の株主には偶然利得または損失が生ずるわけである。法人税の眞實の負擔者を決定するには、この事情をも顧慮すべきであるが、ここでは租税の歸着問題は一切無視し、問題とする租税は一應その納税義務者によつて負擔されるものと假定して議論をすすめる。

(二)この論文では便宜上、法人個人の二重課税の當否とか重複課税の是非とかいふ語を使用するが、この用法は必ずしも適切でない。問題の核心は、二重課税の當否にあるのではなく、法人税及び個人所得税の負擔合計が他種の個人所得にたいする個人所得税の負擔と比較して均衡を得てゐるかどうかである。例へば現行の日本やアメリカの制度では、會社の利益にたいして法人税が課せられ、またこれから配當金を得た個人にたいして個人所得税が課せられ、多くの場合にはたしかに二重課税となり、負擔が加重される。しかし配當金をうける個人の所得が少く、その所得合計 (配當金をふくむ) が免税點以下のときは、この配當金の部分には法人税のみが課せられ、個人所得税は課せられないのである。この場合には二重課税といふ現象はおこらないため、問題はないかといふと、左様ではない。この場合には配當金には法人税がかけられるが、この個人の所得中、配當金以外の部分には何等課税がない。兩者の租税負擔の均衡といふ見地からみて、當然問題となるのである。これは二重課税はないが、配當所得が比較的重課となる場合であるが、逆に二重課税はあるが、租税が輕課となる場合がある。それは大所得者の場合である。この現象は、法

人税では多くは比例税率が適用され、個人所得税では累進税率が適用されるために發生する。會社の利益のうち配當される部分には法人、個人の雙方で課税されるが、社内留保となる部分、いはば會社で貯蓄した部分は、個人に配當されるまでは比例税率の法人税が課せられ、個人所得税における累進税率は少くともその時は課せられない。かかる場合には、法人税と個人所得税が併存し、形式上二重課税は行はれるが、會社の配當政策を左右しうる有力株主にとつては、法人税率と個人所得税率とを比較對照し、全體としてその個人負擔が少くなるやうに、配當を調整することができるのである。この場合は、二重課税といふ制度が、一部の個人の租税負擔を軽減する作用をもつこととなる。要するに、問題は二重課税の當否といふことではなく、法人所得と他の種の所得との租税負擔の均衡といふことである。しかしここでは慣例に従ひ、不正確ではあるが、二重課税の當否といふ語を使用する。

(三)一部の人の間では、法人、ごとに株式會社は資本主義のチャンピオンと解せられ、これを抑壓するために、これと個人の雙方に所得課税をすることが社會政策的と解せられてゐる。かかる主張の背後にある考へは、二重課税によつて大所得者、大資本家への重課といふ目的が達成されるといふにある。ところが、すでに(二)で指摘したやうに、二重課税制度は個人所得税一本建の場合に比して、低額所得者への重課、高額所得者への輕課といふ傾向がおこり得るのである。この事實については、この論文の最後の部分で、日本の現行制度について數字によつて證明する。

四 二重課税反對論の根據

以上の説明によつて明かなやうに、法人と個人の二重課税制度は、個人の立場からみて、常に必ずしも重課となる

とはいへぬが、しかし單獨課税の場合に比して重課となる場合が多いことは事實である。

二重課税制度にたいしては、つぎの如き非難がある。その大部分は法人擬制説を前提とするものであることは注意を要する。

(一) 租税負擔の當否は、結局あらゆる所得を個人に綜合して判定しなければならぬ。ところが法人税と個人所得税の併課によつては、個人所得にたいする負擔の均衡は必ずしも望み得ない。より具體的にいふと(1)累進税主義の合理的適用が困難となる。(2)配當所得とそれ以外の個人所得の間の負擔が不均衡となる。(3)社内留保の多少、配當政策如何によつて、個人の税負擔を調整し、時期的にみて税負擔の最少の時期まで納税を延期しうる。(4)株式による資金調達を、社債による場合に比して重課する。社債の利子は法人の經費と看做され、課税されないが、配當金は課税されるためである(ドイツでは配當金のうち、その一定割合を投資資本の利子と看做して、第一次大戦前すでに控除が認められたことは注意すべきである)。

(一) 個人經營に比して會社經營を抑壓する。

(二) 危險性の大なる新企業の發展を阻止する。

(三) 投資への誘因を妨げ、國民所得の増加を阻害する等。

(四) (一)(三)(四)の非難は、結局法人企業の税負擔が重いといふに外ならない。

五 二重課税調整方法

つぎに法人税と個人所得税の二重課税を除去するために、従来、學界や實業界でとなへられた諸提案を紹介し批判しようと思ふ。これについては主として次の二の観点から取扱ひたい。(一)負擔の均衡、(二)租税行政及び納税等、實行上の便宜。

負擔の均衡上とくに問題とすべきは、つぎの三點において、法人所得と他の所得との間につき課税制度上差別扱を回避することである。(1)課税所得額の決定、(2)税率、(3)納税期。このうち(3)の納税期につき差別扱を避くべき必要は、單に利子のみの關係ではない。税率その他税制に變化があるときは、納税期を異にすることによつて、課税所得高や税率に相違が生ずることがありうるからである。

つぎに、この問題解決策の種類を掲げると、つぎの通りである。

第一、法人所得税の全廢 第二、強制配當法 第三、法人利益按分法(紙上配當法、組合課税法) 第四、讓渡利益課税法 第五、棚卸法 第六、支拂配當控除法 第七、源泉徴収法 第八、受取配當税控除法 第九、受取配當額控除法

つぎにその各につき説明し、吟味しよう。

第一 法人所得税の全廢

法人所得税を全廢し、個人がうける配當金にたいして個人の他の所得と綜合して個人所得税を課する方法である。これによつて、明かに二重課税は回避される。このこの方法の缺點は、會社の留保所得が、留保期間中はいつまでも免税となることである。個人所得では、貯蓄した部分にも所得税が課せられる事實との均衡上不合理であること言を

またぬ。明治二十年わが國で所得税を實施した當時はこの方法をとつたが、三十二年に廢止された。

第二 強制配當法

これは何かの方法で會社に壓力を加へ、會社がその所得の全部を株主に配當するやうに強制し、個人において、他の種の所得と綜合して、課税しようとするのである。この場合に租税が強制のための手段として用ひられる。この方法ではその税率は懲罰的高率でなければならぬ。この場合に利益の配當は必ずしも現金であることを必要としない。株式配當その他でもよいとされてゐる。課税の目的のみのために、會社にたいして、かかる政策を強制することについては反對論が強い。

第三 法人利益按分法（一名、紙上配當法、組合課税法）

これは法人所得税を全廢し、會社の利益については、それが株主に配當されると否とをとはず、その年にすべて配當されたものと看做し、その年の利益全額を株式の所有高に比例して株主に按分し、株主の所得として他の種の所得とともに課税する方法である。損失あるときは、損失について同様に株主に按分し、他の所得よりの控除を認める。これは會社利益（損失）とそれ以外の個人所得につき課税上の取扱を全く均等化するものである。これは第二の強制配當法と同じ考へを前提とするものであるが、この方法のやうに配當を強制しないで、ただ課税上、會社の利益金が全部個人に配當されたものと假定する點が異なる。これを紙上配當法といふ所以である。課税上會社の利益を、組合の利益課税の場合と全く同じ取扱ひをするため、組合課税法ともいふ。

法人所得と他の種の所得との均等な課税が望ましいものとすれば、この方法こそ最合理的なものといはれてゐる。

ダロウズはこれを「この困難な問題の最も論理的、直接的、非兌換的な解決」(前掲書(8)三九頁)といひ、グードも、均等化のための最終の論理的歸結であると解し、他の提案は、この理想的制度を基準とし、これに照らして、どの程度まで現想を實現しうるかによつて判断されなければならぬと述べてゐる(前掲書(4)五二頁及び(2)一四三頁)。アレンも、個人の負擔能力を標準として課税することが目的ならば、これは最論理的であると主張してゐる(前掲書(12)三一六頁)。

この方法によつて、會社利益にたいしては、配當されると否とを問はず、すべて個人所得に綜合して課税されるため、累進税主義の合理的適用、配當所得と他の個人所得との間の負擔均衡化、會社の社内留保の多少、配當政策如何による課税上の不公平の除去、株式及び社債による資金調達の平等化が達成せられ、二重課税制度にもなふ缺陷は、徹底的に除去されるものと考へられてゐる。

しかしながら、會社の留保所得を個人所得とみなして課税すること自體につき原理上つぎの疑問がある。株主の立場からみれば、會社利益のうち社内に留保されるものは、その經濟的性質において、配當される部分や他の個人所得、例へば地代、利子、賃銀等とは必ずしも同一視することはできぬのである。留保所得は現實化されてゐない所得であり、株主が必ずしもその意思によつて自由にしうるものではないのである。また株價をみて、留保所得の多少がそのまま直ちにこれに反映するものではない。株を賣却しても、留保所得に相當する額だけの譲渡利得が発生するものではない。アメリカの最高裁判所でも、「現實化されてゐない所得」に課税しうるや否や、また法理上本來會社に屬する財を標準として、個人所得税を課しうるや否やについて疑義を有してゐる。つぎに會社經營の立場、國民經濟全體

の立場からみても、會社利益の一部分を社内に留保することは必要であり、課税上これを配當金と同一視することに疑問がある。この課税方法を実施せば、社内留保を少なからしめ、外部よりの借金政策を助長する虞がある。これは貯蓄に課税することとなるのである。このほかに法人利益按分課税法では、會社の利益または損失と、株主個人の他の種の損失または利益とを相殺することが當然認められるから、有力株主は會社の配當政策を自己に都合のよいやうに調整して、自己の個人所得税負擔の軽減をはかることもできるため、租税負擔の均衡も期し得ない。

さらにこの方法には、租税行政、納税その他の實行上、つぎの如き缺陷がある。(一)未配當の留保所得につき配當金同様の課税をするため、株主に納税資金がないことがありうる。この場合には株を賣つて納税資本をつくるの外はない。グロウヴスは、この一対策として、株式配當を行ふ方法等の當否について研究してゐる(前掲書(8)三七—三八頁、(9)五七—五八頁)。しかしこの發行は、納税の便宜のみの立場から決定されてはならない。またかかる株式は、株主の現實の所得でなく、これを所得と解すべきか否かについて法律上疑義があり、また價格の評価その他にも多くの問題がある。(二)株主の數が多く、その移動の甚しい會社、資本構成が複雑な大會社、例へば優先株等、權利の異なつた株式がある場合、株主中に法人がある場合等では、會社利益を株主にたいして紙上配當することは煩雜である。例へば、過去より繰越された餘剰利益損失、または損失の繰戻等を、過去現在の多くの關係株主に分配計算するのは煩雜である。また財力が微弱な會社等の場合には、留保利益は、社債主や優先權主に對して、後年度において利子または配當金の形で支拂はれる可能性が大であるから、留保所得の紙上分配の場合にも、精密を期すれば、この點をも考慮して配當額を決すべきこととなる。また株式の賣却により讓渡利益がたとき、過去における租税との重複

をさけるためには、讓度利益のうちより留保利得の部分を除外して課税客體を決定する必要がある、このためには、きはめて煩雜な手續が必要となる。(三)會社利益につき後に更正があつたときは、すべての株主の收入についても個人の申告に修正の要があり、手續がきはめて煩雜となる。この種の更正は決算書の監査、稅務署の査定等で、多くの會社では常にみる現象である。

要するに、この課稅方法は、二重課稅問題解決策として、原理上理想に近いものであるが、實行上多くの困難をと、もなふ。これをあらゆる種類の會社に無差別に適用することは不可能である。多くの専門家の間では、株主の數が少く、その移動も少く、また資本構成が單純な小資本の親族會社等にたいしてのみ適用の餘地があるといはれてゐる。

例へばつぎのものがこの主張者である。一九三九年のアメリカの『全國租稅協會』の聯邦法人課稅委員會最終報告(1)五五五頁)、同じく一九四九年の同協會の法人純所得稅委員會中間報告(3)四五二—三頁)、グロウヴス(8)三八—三九頁)、(9)五八一—五九頁)、ポール(11)三六〇頁)、パウエン(4)六一—七一頁)、アレシ(12)三一—六頁)等。かかる小資本の親族會社では、租稅事務に關する上記の(二)(三)の不便が少く、またこの種の會社では株主は、會社の配當政策の決定を自己の意思によつて左右しうるが大であるから、(一)の不便も少いといはれてゐる。

しかしながら、この場合にも上記の原理上の缺陷のほかに、つぎの如き缺點を免れ得ない。(一)小資本の親族會社のみに適用するとしても、この會社をいかに規定するかによつては、この課稅方法は相當多數の會社にも適用されることもあり、これを適用しない會社の株主との間の租稅負擔に不均衡が生ずる。(二)かかる會社でも、會社の配當政策を左右し得ない株主があり、彼等にとつては依然として納稅上の不便がのこる。

以上が法人利益按分法に關する原理上及び實行上の問題點である。この方法は最近アメリカで、さかんに論議されてゐるが、かかる課税方法自體はすでに古くより實施せられてゐた。アメリカ最初の聯邦所得税たる一八六一年の所得税では、この方法が採用せられ、會社及び組合の利益金は、これが配當されると否とにかかはらず、所得發生の年度における株主、投資者の課税所得とみなして處理された。しかし當時の經濟狀態、會社の内容、規模は、近年のそれとの間に大差があるため、現在の立場からこれを觀察することはできない。近年では外國の人的同族會社等に適用されたことがあるに過ぎない。しかしこれ等は例外である。これに類似の制度を現在實施してゐる最顯著な實例としては、オーストラリア及びニュージーランドの所得税制度があげられてゐる。オーストラリアでは個人、公的會社、私的會社にたいして、別々に所得税がかけられるが、このうち私的會社にたいしては、その所得五千ポンドまでは一ポンドにつき五シリング、これを超ゆる高には六シリングといふ輕度の累進稅率を課せられるほかに、全所得がかりに配當されるものと假定した場合において、株主が支拂ふべき稅額がさらに課徵される (Commerce Clearing House, Tax systems, 12th ed., Chicago, 1950, p. 367.)。しかしその内容の詳細は不明である。

第四 讓渡利益課稅法

この方法では、法人所得税を廢止し、配當金は個人所得に加算して課税し、さらに會社留保所得にたいする課税にかはるものとして、株式の賣却による讓渡利益(損失があれば損失)を算定し、これを個人所得に加算して個人所得税を課すべしといふ案である。これはヘンリー・C・シモンズ教授の提案として、グローヴスの前掲書(8)(四〇頁)に引用されてゐる。

この提案の缺陷はつぎの點にある。(一)會社の留保所得は、そのまま株價に反映しない。留保所得は株價を決定する一要素にすぎないものであつて、留保所得が増しても株價はかへつて下落することすらありうるのである。随つて留保所得に直接課税する場合と、讓渡所得に課税する場合により、税額に差異が生ずる。(二)かりにかかる事實がないとしても、讓渡利得課税によるときは、納税者は自己に好都合の時期まで(例へば税率が低下した時期まで)、株式の處分を延期し、納税を支拂に便宜な時期、有利な時期まで延期することができる。(三)またある營業期の利益でも、その後の損失により相殺される部分は帳消となり、讓渡利得とはならないため、この部分は免税となる虞がある。他の所得につき損失の繰越、繰戻等が認められない場合には負擔均衡といふ點からみて不公平となる。(四)またこの制度では、法人利益の貯蓄を課税上優遇するのであるが、貯蓄を優遇するとせば、これは當然個人所得の貯蓄の場合にも認められなければならない。この制度がすべての人々にまで及ぼされるとせば、所得税は、所得中消費にあてられる部分のみに課せられることとなり、その性質は變じて綜合消費税となるのである。しかしこの制度も煩雜にして實施は困難である。(五)また國庫の稅收入からいへば、きはめて不安定といふ缺點をもつてゐる。これを實施すれば、少くとも當初しばらくの間は國庫收入は激減するであらう。

上記のやうに、この方法は原理上多くの弱點をもつものであるが、納税者の立場からみれば、納税期を自由に調整しうる點はきはめて便利であり、新會社等で利益の積立を必要とする時期に課税を免れることができるのである。グロウズやアレン等は、この點に着眼し、新事業であり資本の蓄積を必要とする小會社にたいしてのみ、年數と積立金高の最高限を限定して(例へば五年間十萬ドル以下等と限定して)、特別措置として、この課税方法を認むべしと主

張してゐる（グロウヴス(8)四一—四二頁、アレン(12)三一—三七頁）。

第五 棚卸法

これは二の時點における個人の所有株式の價值を比較してその増加額を算定し、これを所得とみなし、他の種の個人所得と綜合して課税しようとするものである。第四の譲渡利益課税法の缺點を矯正しようとするものである。この案は、一九三七年にシャウプを委員長とする Committee on Taxation of the Twentieth Century Fund, Inc. の報告書 Facing the tax problem, 1937. 中でアメリカで當時問題になつた留保所得税の廢止の代案として提唱され(6)四七六—四八四頁)、ついでアメリカの『全國租税協會』の一九三九の聯邦法人課税最終報告でも「理論上、全く満足にして精密な解決策」として紹介されてゐる(1)五四五—五四七頁)。一九四七年の同協會の年次大會の研究報告及び討論でも、シャウプ(2)一六二頁)及びヴァイクレー(2)一六三頁、一七九—一八八頁)兩教授がこれに論及してゐる。

この方法の特性は、法人利益按分法と異なり、その企業の經濟力の増減に影響するあらゆる要因が考慮される點にある。會社に留保された利益はいふに及ばず、企業の内容や將來の豫想等、株式の價值に影響する他のあらゆる諸事情をも綜合考慮するといふのである。また會社經營と個人經營を課税上不平等の取扱をするものであり、さらにすすんで、株式の譲渡利得及び損失の課税問題をも解決するものであるといふ。

この方法の缺點は主として實行方面にある。(一)毎年個人所有の株式につき調査評價の必要があり手續が煩雜である。(二)株式、ことに市場に上場されないものの評價が困難である。(三)會社の留保所得等、個人の立場からみて未

だ現實化されてゐないものを個人所得とみなして課税することにつき法理上疑義がある。(四)その結果、個人の立場からみて、納税資金の不足の虞があること等、法人利益按分法の場合と同一の不便を免れ得ない。

これ等の缺點、ことに(一)の毎年評價の煩を避けるために、ヴィクトレーは、累積平均法 cumulative averaging method の適用を提唱する。その案の輪郭はつぎの通りである。五年毎、十年毎、或は所得者が死亡した時等に株式の評価を行ひ、その間の増價高を算定し、これをその期間中の他の個人所得に加算して全期間の所得全體につき各年の所得税合計を計算し、これからその期間内に既納の所得税額を控除して、その時に納税すべき租税高を定める。その場合に過去の所得高及び既納税高につき既納税高にたいする法定利子を加へ、その時の現價に換算統一する。平均期間の長短による税負擔の不公平を避けるため、年數に應じて課税所得が各年度に平均分散するやうに計算し、その間の調整をはかる。納税者の計算を便するために、政府は綿密な税額算定表をつくる。この場合に貨幣價値の變動等の要素も顧慮し計算に加へる。(2)一三六及び一七九—一八八頁、並びに同教授の單行書 Vickrey, Agenda for progressive taxation, N. Y., 1947, pp. 172—195。ヴィクトレーの提案は、きはめて精緻なものであるが、實行上の困難をまぬがれ得ない。

棚卸法は、その粗野の形のものでも、實施された例がないのである。この精神にやや近い立法例としては、スイスのバーゼル市カントンにおける一九三二年四月六日の法律がある。これによつて納税者は不動産と證券の價値における利得及び損失を、申告により所得税のための所得計算に加へることが認められたとのことである。もつとも一九三四年に、損失については、この特典は認められなくなつた(一)五四七頁脚註)。

第六 支拂配當控除法

これは會社利益のうち、留保所得にないして會社において課税し、配當部分については、個人において、他の個人所得と総合して課税しようとするものである。この方法の特性は、配當所得と他の種の個人所得とが課税上均等の取扱をうけることである。しかし、これ等と留保所得との間の負擔の均衡は、はかり得ない。

留保所得が後日配當されたときは、いかなる處置をとるべきであらうか。これについては『全國租税協會』の一九四七年の大會でグールド及びヴィクレイ兩教授の間に討論があつた(2)一六三—一六四頁)。原理としては、かかる場合には、これを配當金として個人所得に加算して個人所得税を課し、他方では、かつて會社にかけられた留保所得税を會社に拂戻すか、或は會社で既納の租税を各株主に割りあて個人所得税につき一々清算すべきである。もしこれが實行可能であれば、上述の缺陷——留保所得と他の所得との負擔不均衡——は一應は除去されるわけである。しかし留保所得が十年も二十年も後に配當される場合、所得を留保した當時の株主とそれを分配する時期の株主とが同一人でないとき等には、きはめて煩雜な手續が必要となつてくるのである。この案の主唱者は、留保所得が配當されたときは、配當した年度の所得としてその時の税率によつて、その時の株主に課税しようとするものの如くであつて、この點は必ずしも明確ではない。便宜といふ點からいへば、この處置が多分最良かとも思はれる。しかし二重課税を除去するには、この場合でも、かつて會社が支拂つた留保所得にたいする租税は、拂戻すべきである。

留保所得税につき上記のやうな煩雜な手續がとられないとき、または、留保所得が配當されないときは、この方法には、つぎの缺陷をとまふこととなる。會社の所得には多くは比例課税が行はれるため、組合課税方法の場合と異

法人所得の二重課税

なり、留保所得のうち、小所得の株主に歸屬すべき部分にたいしては比較的輕課となり、大所得の株主に歸屬すべき部分にたいしては比較的輕課となる。この缺陷は個人所得税には免稅點制度があり、また累進稅率が適用され、その率會社の留保所得の稅率とは異なる事實から發生する。例へば、會社が留保所得中、ある個人に歸屬すべき部分をX圓とするとき、その個人の他の種の所得に、このX圓を加へてもなほ免稅點以下の場合には、この個人は當然X圓についても免稅となるべきにもかかはらず、會社で留保所得だけは課稅をうけるため免稅とはならぬ。これに反して大所得者の場合には、會社の留保所得稅の比例稅率に比して、その個人に適用される個人所得稅の限界稅率が高いのが普通であるから、かかる場合には、會社の留保所得中そのものに割當てらるべき部分については、會社の比例稅率と個人の限界稅率との差額だけその個人にとつて輕課となるのである。前記の組合課稅方法に比して、この方法が理論上劣る點である。この對策としてフェアチャイルドはつぎの提案をする。會社の留保所得中のある金額までの部分に對しては、個人所得累進稅の最低率を課し、それを超ゆる部分には累進率をかけること、この累進稅率は、(1)投資資本の高及び(2)留保利益の投資高に對する割合により定める(5)七九二—七九八頁)。しかしこの方法でも不公平が除去されないこと解説を要しないであらう。

支拂配當控除法には、つぎの長所があるといはれてゐる。(一)この方法では、會社の側で二重課稅の調整をするため、稅務行政上便利である。(二)配當金は會社の課稅客體から控除するため、會社といふ立場から見ると、社債利子と資本投資にたいする配當金とは全く同一扱をうけることとなる。隨つて會社がその租稅を消費者や勞働者に轉嫁する傾向を阻止する効果がある。

なほこの方法をとれば、会社には留保所得にのみ課税されるため、会社経営者は配當金を多くし、留保所得を少くする虞があるという人もあるが、他方、会社の資金は留保所得によるよりも、社債調達の方法をとり一般資本市場の試験に服せしめる方がより望ましいといふ説をなすものもあり、この點はいづれとも容易に決定し得ない。ただし一般的にみて、小會社は社債による資金調達につき困難に當面するものが多い。小會社保護といふ趣旨からいへば、一定額までの利益は、事實上留保されても、それが配當されたものと看做して、課税を免除する方法もありうるのである。

支拂配當控除法は理論上精緻ではないが、ある程度まで二重課税の回避に役立つものであり、實行上の煩雜性も少いため、つぎに述べる源泉徴収法と同様に、これを主唱するものが多いのである。アメリカの『全國租稅協會』の既述の一九四九年の委員會でも、つぎに述べる源泉徴収法に比して優さるものとしてこの方法を推賞してゐる（三）（四五二頁）。

アメリカでルーズヴェルト大統領が一九三六年三月三日國會へのメッセージで提唱した留保所得稅案はこれに近い。ルーズヴェルトの提案は、法人税を廢止し、配當金には個人において他の所得と同様に課税し、他方法人には高率の留保所得税をかけようとしたのである。この根據はつぎの點にあつた。（一）個人に配當されるときにかかる高率の個人所得課税と會社の留保所得課税との間の負擔の均衡をはかる。（二）貯蓄過多をふせぎ消費を助長する。（三）經濟力の集中を排除する。（四）重役が留保所得を利用して、社内で權力をふるふのを防止する。ルーズヴェルトの案は、一九二〇年にフェアチャイルドが超過利得税の廢止の代案として提唱したものに類似するが、その提唱の動機の重點は、

フェアチャイルド案の如く重複課税の除去にあるのではなく、むしろ經濟力の集中排除にあつたのであり、兩者は必ずしも同一ではない。大統領の提案はアメリカではそのままの形では實施されなかつた。法人税は依然存置することとし一九三六年に留保所得税が法人税と並課されたのである。これは法人所得にたいする留保所得の割合に應じて七パーセント乃至二十八パーセントの累進課税を行ふものであつた。これにたいしては、(一)留保所得の決定、配當政策といふ本來會社の内部の經營政策に政府が不當に干渉するものであること、(二)市場で資本調達に困難な新しい小會社にとつて不利であること等の反對論がつよく、一九三八年に輕減、一九三九年に廢止となつた。

支拂配當控除法の一變形に屬するものに更に他の一提案がある。それは會社の利益中、配當金の部分には法人税を免除し、留保所得については、そのうち投資される部分は免税とするが、投資されない部分に重課する方法である(アレン(12)三二一頁)。大所得者が留保所得により個人所得税を遁脱するのを防止しようとするものである。元來會社は經營の必要上、手許に流動資産を必要とするものであるから、留保所得の全額を遁脱目的と推定するのは不當であり、かかる部分は當然免税とすべきであるといふ。しかし全資産のうち何割までをこの種のものとして解すべきかといふことは、これを一般的に決定することは不可能である。營業の種類や、同一營業でも時期によつて異なるからである。便宜上何かの恣意的な規準を設けるの外はない。

第七 源泉徴収法

これは會社の利益にたいして、配當所得たると留保所得たるとを問はず、すべて一應課税し、株主には配當所得の部分(現實に受取る配當金に、この部分につき會社が支拂つた税金をも加算したもの)にたいして、個人の他の種

所得と総合して所得税額を算定し、これより、配當所得に對して會社がすでに支拂つた税金の控除を認め、また過納の場合には拂戻をする方法である。この方法では、會社所得にたいする租税は、個人所得税の源泉徴収と看做される。現在日本で給與所得等について一應源泉徴収を行ひ、後に綜合個人所得税よりこの部分の控除を認めるのと全く同じ方法である。源泉徴収法と稱する所以である。イギリスで古くより行はれてゐる。近頃アメリカではグローヴス(8)四二一四九頁、(9)六二一七二頁、(10)一九四頁)等が主張する。教授の主張の特性は、株式讓渡利得を他の種の個人所得と同じやうに綜合課税する制度をも加味する點にある。これによつて讓渡利得を非課税とするイギリスの制度の缺陷を補足しようとするのである。

この方法は、結果からみれば、前記の支拂配當控除法と全く同一となる。異なるところは、二重課税の調整を、この方法では個人の側で行ふのに對して、支拂配當控除法では會社の側で行ふ點である。

會社が留保した所得を後年に配當したときは、この配當部分については個人の他の所得とともに綜合して個人所得税が課せられる。この場合に控除すべき税額計算は、留保當時の税率によるべきか、配當當時の税率によるべきか等、支拂配當控除法の場合と同種の問題が発生する。原理からいへば、留保當時の税率によるべきであるが、配當當時の税率による方が、實行上便利である。

この方法は、窮極において支拂配當控除法と同様のものである。隨つて會社の經營者及び株主が、法人を個々人の單なる集合とする考へ方に徹し、そして全く合理的に打算し行動する場合には、この方法は支拂配當控除法と同一の特性、長短、作用をもつものである。しかしながら近視眼的にみると、その作用は多少異なる。源泉徴収法では、

24
配當所得にたいしても一應會社で納税をする關係上、この租税は會社の經費の一種とみなされ易く、支拂配當控除法に比して、租税が物價や賃銀決定の一要素となる傾向を、よりつよく殘すものである。また配當金を増加せしめる刺戟は、より小である。またこの方法は、前方法に比較すると、實行上より煩雜である。例へば株主が源泉徴收高の拂戻をもとめるとき、各會社毎に既納高がいくらかを調査する要あること、また配當受領者のすべてのものについて、源泉徴收高の控除または過徴高の拂戻をする手續が必要であること等である。

この方法については、レント教授が一九四七年の『全國租税協會』の研究報告の中で、税率の變化があつた場合の處置、免稅所得の取扱、會社間の配當、優先株の取扱、免稅機關の取扱、損失の繰越及び繰戻の場合の處置等について、かなり綿密な事務上の手續についても研究してゐる(2)一五一—一六〇)。

第八 受取配當税控除法

この方法は、法人利益に對して、留保されるか否かを問はず、その總高にたいして法人において課税し、配當金は個人所得に加算して個人において課税をする。そして個人所得税から配當金にたいするある割合を控除して、重複課税を緩和しようとするものである。二重課税を除去するものでないこと注意を要する。この點は前記の諸方法とは異なる。この方法は一九四七年アメリカ聯邦議會下院の歳入委員會におけるマジル委員會(Magill Committee)報告によつて推賞されてゐる。日本の現行制度もこれである。この方法では、普通一般に、法人税の税率(比例税率が多い)と個人の累進所得税における最低税率とが同一であることが前提とされ、受取配當金を所得税の最低階段の税率によつて乘じた額を所得税より控除することが多い。しかしこれは常に必ずしも然りとはいへぬ。わが國の場合は法

人税率は三十五パーセント、個人所得の最低階段の税率は二十パーセント、個人所得税より配當金を控除する率は二十五パーセントである。マジル委員会の報告では、當時の法人税率（スタンダード・レート）が三十八パーセントにたいして、配當金の控除率はその半分の十九パーセントを提案したが、これは當時の個人所得税の最低税率に等しかつたのである。重複課税の調整を個人の側で行ふ點はイギリス式の源泉徴収法と同一であるが、異なるところは、源泉徴収法では會社よりうけた配當金及びこれにつき會社で支拂つた税金は、これを他の種の個人所得に加算して個人所得税を計算するのに對して、この方法では、會社で支拂つた配當金にたいする税金は個人所得税の客體の中に加算されないのである。

この方法には、手續簡便といふ長所があるが、前記二方法に比して原理上つぎの缺陷がある。(一)配當所得と留保所得と個人の他の種の所得といふ三者間の税率が異なるため、その間の負擔が不均衡となる。(二)配當所得についても、所得高の低いものには比較的重課、多いものには輕課となる。(三)について説明すると、この方法では個人所得總額が免稅點以下であり、本來個人所得税を支拂ふ義務のないものの場合でも、前記第六、第七の二方法の場合のやうに、法人税を控除する道がないため、かかる小所得者がうける配當金には、他の種の個人所得に比して不當に重課されることとなる。また大所得者の場合は、その課税所得中に配當金収入は加算されるが、これに對する法人課税額は加算されないため、この部分にたいする限界税率が法人税率よりも高いときは、その差額だけ輕課されることとなる。隨つてこの方法をとるときは、個人配當所得にたいする累進税率の實體は、他の種の個人所得にたいするものは異なることとなり、最初の部分はより高率、最後の部分はより低率となる。

この方法は、組合課税方法等のやうに、法人税と個人所得税の重複を完全に廢除し、兩税を統合するものではない。單に重複課税にとりなふ配當所得の負擔の調整、輕減をする作用があるにすぎない。随つてこれと同じ目的は、單に法人税率の輕減によつても、ある程度までは達成される。しかも法人税引下の場合には、免稅點以下の低額所得者も、それだけ法人税引配當手取金を増し、この方法に比して負擔は輕減されることとなる。

コンノリー氏等は英國式の源泉徴收法に贊意を表しながらも、アメリカではこの制度が實施困難と考へ、近い將來における最良の方法として、受取配當税控除法を提案してゐる(4)四五頁及び(2)一五〇頁)。

第九 受取配當額控除法

法人にたいしては、配當されるか否かを問はず、その利益の總高にたいして課税するが、株主にたいして個人所得税を課する場合に、個人課税所得から會社より現實に受取つた配當額のある割合を控除する方法である。これは前記の受領配當税控除法に類するものであつて、これと同一の特性、長短をもつてゐる。異なるところは、配當金にたいするある割合を個人所得税額から控除するのではなく、配當額そのものの一定割合を課税所得より控除するのである。随つて前の方法に比すれば、(一)留保所得、配當所得、他の種個人所得の間の負擔の不均衡及び(二)配當所得にたいする低額所得者の重課、高額所得者の輕課の傾向は、さらに強化される。わが國で大正九年より昭和十五年まで、配當所得につき四十パーセントの控除が認められたが、これはこの方法の一例である。アメリカの Twin Cities Group によつても、戦後この案が提唱されてゐる。この案では法人税率を、例へば四十パーセントとせば、個人所得よりの配當控除率も同じく四十パーセントとせよといつてゐる。

明治三十二年より大正九年までわが國では、配當所得につき個人所得税を免除（百パーセント控除）する制度が行はれた。形式からいへば、この方法の一種である。しかし百パーセント控除とすれば、配當所得と他の所得との間の負擔の不均衡はさらに極端化する。現在この方法を唱へる人々の間でも、百パーセント控除を主張するものはない。

六 要 約

以上が法人所得の二重課税の回避調整に關する諸提案である。その内容は種々雑多であるが、これを整理すると、つぎの通りとなる。

(一) 法人が配當する所得と留保所得及び配當金以外の一般個人所得といふ三種の所得間の租税負擔を全く平等化しようとするものは、第三の法人利益按分法と第五の棚卸法である（第四の讓渡利益課税法は棚卸法に類似する構想であるが、より粗野である）。兩者間の相違は、留保所得をそのまま課税の対象とするか、株價の變動を通じて他のものと共にとらへるかの點にある。

(二) 第六の支拂配當控除法と第七の源泉徴收法は、配當金と一般個人所得との負擔の平等化をはかる。しかしこれと法人の留保所得との間の負擔の均衡は、煩瑣な手續をとらない限り、これを達成することはできない。

(三) 第八の受取配當税控除法と第九の受取配當額控除法は、留保所得とそれ以外のものとの間の負擔の均衡をはかり得ないこと、第六及び第七の方法と同一である。これと異なるところは、配當金と一般個人所得の間の負擔の平等化をはかり得ない點である。それが達成しうることは、その間の負擔の不平等の緩和に過ぎない。この二者は嚴密

28

にいへば、二重課税の回避案ではなく、負擔軽減案である。

(四) 第一の法人所得税の全廢、第二の強制配當法の二者は、いづれも事務上簡便であるが、三種の所得間の負擔の均衡は望み得ない。

要するに、負擔の合理性といふ立場からみれば、(一)(二)(三)(四)の順序となるが、實行事務上の便宜といふ観点からみると、順序は逆となる。

またこの稿では、だいたい英米流の法人擬制説を前提として立論したのであるが、法人といつても、その内容には種々のものがあり、擬制説に對應する課税方法のみで一貫するには無理がある。またかりに擬制説のみを前提としても、二重課税問題は上記の負擔の平等化、實行事務上の便宜の観点のみにより決定してはならぬ。法人所得が消費、投資、國民所得等に及ぼす經濟的影響、法人税負擔の軽減にともなふ代財源が、これ等の諸要素に及ぼす影響等との比較研究も、また必要である。さらに國庫收入の確保といふ見地も無視することはできぬ。故に上記の諸方法中のとれをとるべきかといふことは、時處により異なるのである。何かの必要がある場合には、何等かの形の法人所得税が獨立して課せられたり、或はまた上記の諸政策をそのまま實施しないで、修正を加へて行はれることがあるのである。例へば、二重課税回避の先進國イギリスでは、一九三七年までは、上記の源泉徴収法による課税以外には、法人、個人をとらず、獨立の營業税はなかつたが、國防強化による國庫收入の必要上、同年に多年の傳統をやぶり national defence contribution といふ獨立の營業課税を行つた。これは一九四六年に廢止されたが、一九四七年より、これにかはつて profits tax を課することとなつた。一年間の利益二千ポンドを超える一般法人にたいして課せられるもの

であつて、現行の税率は、会社の留保所得は十パーセント、配當所得は三十パーセントである。これは形式からみると、二重課税の是認といふ法人實在説の立場に接近するものである。

七 日本現行制度の特性

わが現行制度は第八の受取配當税控除法に屬する。シャウプ勸告を基礎とし、法人擬制説を前提とするものである。ある程度の二重課税を認めるが、これを緩和しようとするものである。

参考のために、わが國の現行制度によつて法人所得、配當金及び一般個人所得（配當金以外の所得）の税負擔を比較すると、つぎの表の通りとなる。

(I) (II) (III) (IV) の數字は各所得階段における所得百圓にたいする税額である。

(I) は配當金以外の一般個人所得にたいする税額である。

(II) は法人税額である。(III) では法人所得は全部配當されたものと假定され、法人所得百圓より法人税三十五圓を控除した残六十五圓即ち個人の法人税引受取配當所得に對する二十五パーセント、即ち十六圓二十五錢を各所得階段の個人所得税から控除したものである。

(IV) は (II) (III) の合計であつて、法人税と個人所得税とを統合した場合の税額である。

(V) は個人の法人税引受取配當金百圓にたいする税額である。別の語でいへば、(III) を六十五で除した商である。現行制度には、つぎの特性あることが明かとなる。

所得階	一般個人所得税 (I)	法人税 (II)	配当所得ノ個人所得税 (III)	法人税ト配当所得ノ個人所得税ノ合計 (IV)	受取配当高 100 圓ニ對スル税額 (V)
A 基礎控除ニヨル免税部分	0	35	0.00	35.00	0
B 5 萬圓以下	20	35	△3.25	31.75	△5
C 5 萬圓——10 萬圓	25	35	0.00	35.00	0
D 10 萬圓——15 萬圓	30	35	3.25	38.25	5
E 15 萬圓——20 萬圓	35	35	6.50	41.50	10
F 20 萬圓——30 萬圓	40	35	9.75	44.75	15
G 30 萬圓——50 萬圓	45	35	13.00	48.00	20
H 50 萬圓——100 萬圓	50	35	16.25	51.25	25
I 100 萬圓ヲ超ヘル部分	55	35	19.50	54.50	30

(△印はマイナスを示す)

(一)(Ⅲ)のBがマイナスを示すため、法人税、個人所得税の合計欄(Ⅳ)をみると、百圓にたいする税額はAは三十五圓、Bは三十一圓七十五錢、Cは三十五圓となり、低額所得の部分が逆進課税となる。他種所得との間の負擔の均衡と國庫收入への影響等を無視し、この逆進を除去するにはつぎの二方法のうちの何れかをとらなければならぬ。

(1)個人所得税より配当金を控除する場合の百分率(現行二十五パーセント)と個人所得税の最低率(現行二十パーセント)とを同一とするか、または前者を後者以下とする。例へば兩者を二十五パーセントとすれば(Ⅳ)のA、B、Cの税額は、すべて三十五圓となる。或は(2)イギリス式の源泉徴収法にならひ、Aに三十五圓の拂戻を認める。こ

れによると、(N)におけるAの負擔は零となる。

(二) (N)と一般個人所得の稅額(I)を比較すると、(N)の場合は最低三十五圓に始まり最高が五十四圓五十錢に終るのに反し、(I)では零にはじまり五十五圓で終る。法人擬制說に立脚し、法人と個人とを統合して考へるとき、配當金にたいする稅率は、一般個人所得の場合に比して反社會政策性を示してゐる。

(三) 法人實在說をとり、法人を獨立の經濟單位と解し、法人稅(I)を無視し、法人稅引受取配當所得にたいする個人所得稅額(V)と、一般個人所得の稅額(I)を比較するときは、(V)は(I)に比してきはめて低い。なほ(V)のBの部分マイナスとなり、不合理である。

わが國の法人所得課稅問題も、法人の本質觀、配當金、留保所得の性質、他の所得との負擔の均衡、國民經濟的作用、實行事務上の便宜、國庫收入の必要その他の諸要素を顧慮して決定すべきである。しかしいづれにしても、上記の低額所得における不合理を矯正することは急務である(終)。

執筆者紹介

井藤半彌……………一橋大學教授
 岩田巖……………一橋大學教授
 木村榮一……………一橋大學助手